

令和元年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和元年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 令和元年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。
- (2) 評価の実施にあたっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。

3 評価の対象

道が実施する、公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）（以下「関係省庁」という。）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの

- (1) 令和3年度国費予算要望等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区
- (2) その他必要と認める地区
 - ア 令和4年度以降に国費予算要望等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続き以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区
 - イ 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区

4 評価の単位

関係省庁の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

5 評価の視点

- (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連）
- (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性）
- (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）
- (4) 緊急性・優先性（着手年度の設定理由、優先順位の設定）
- (5) 環境への影響・配慮（環境への対応）
- (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組）
- (7) 事業効果（費用対効果等）
- (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）

6 評価の時点

評価の時点は事前評価とし、令和2年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。

7 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより、次の調書を作成し、令和2年3月20日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。

ただし、前項ただし書きによる場合については、別に定める日までとする。

- (1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表（様式1）
- (2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表（様式2）
- (3) 公共事業（大規模等）事前評価調書（様式3・事業概要図）

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳正な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果については、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

10 政策評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配布用資料の配布を行うものとする。

11 評価の充実

評価の充実を図るため、国、都府県等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査、研究及び開発に努めるとともに、評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成などを通じ、職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

(1) 評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の評価への適切な反映に努めるものとする。

(2) 道民の意見の評価への反映状況について、適時に公表する。

13 留意事項

(1) 評価調書の作成にあたっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。

(2) 評価にあたっては、二次政策評価の視点等を念頭において行うこと。

(3) 一次政策評価の時点以降において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部政策局計画推進課と協議すること。

14 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

令和元年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施細目

1 評価対象地区の結果報告

各部局は、事前評価の対象となった地区について、新規採択の可否及び確定された事業計画等を、「過年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の事業採択結果報告（細目様式1）」により作成し、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するものとする。

2 事業費・事業内容等の変更の報告

各部局は、事前評価の対象となった地区について、二次政策評価実施後、事業着手までの間に事業費や事業内容等に大幅な変更が生じた場合は、「事業費に大幅な変更が生じた地区（細目様式2）」を作成し、専門委員会に報告するものとする。

なお、大幅な変更とは、事業費については、1/2以上、または10億円以上の増減が生じた地区をいう。

3 過年度評価対象地区の事業完了後の報告

(1) 目的

各部局は、事前評価を実施した当該地区が、所期の事業目的・目標どおりの確に達成されているか確認するため、事業完了後に完了実績や事業効果等を専門委員会に報告するものとする。

(2) 報告の対象

事前評価を実施した全ての地区を対象とする。

(3) 報告の実施時期

ア 農政部所管事業 事業完了年度の翌年度

イ 水産林務部及び建設部所管事業 事業完了年度から5年が経過する年度

ただし、防災事業については、事業完了年度から5年が経過する年度までの間に、当該事業の実施前の状態では被害が想定される規模の気象状況等（大雨・高潮など）が発生した場合には、当該事業を実施したことによる効果を報告するものとする。

(4) 報告の方法

各部局は、「過年度評価対象地区の事業完了後の報告（細目様式3）」を作成し、専門委員会に報告するものとする。